

ベネッセグループ

健保だより

令和5年春号 Vol.50

ご家庭にお持ち帰りになり、ご家族みなさんでご覧ください。

- 健康保険料率・介護保険料率のお知らせ
- 任意継続被保険者の標準報酬月額のお知らせ
- マイナンバーカードの取得と保険証利用登録のお願い
- 令和5年度 保険料月額表
- 正しく知ろう！整骨院・接骨院のかかり方
- ご家族（被扶養者）が就職や結婚されたときなどは健保組合に届け出が必要です！
- 令和5年度事業計画と予算が決定しました
- ベネッセグループにおける健康経営の推進
- 健康経営優良法人認定事業所の紹介 第1回 (株)ベネッセビジネスメイト
- 常備薬斡旋カタログ&申込書 **申込締切 令和5年6月30日**

“いざ”というとき、健康を考えると、役立つ情報がたくさんあります。
スマートフォンでもご覧いただけます。

ベネッセグループ健康保険組合



<http://www.benesse-kp.or.jp/>



健康保険料率・介護保険料率のお知らせ

令和5年2月8日に開催された組合会で、令和5年度の健康保険料率・介護保険料率が決定しました。令和5年度の介護保険料は、令和4年度の収支状況が良好、令和5年度への繰越金が70百万円（前年度は繰越金40百万円）の見込みとなり、保険料率を改定（下げる）こととなりました。一方、令和5年度の健康保険料は、令和4年度決算見込みから繰越金（約10.5億円）を令和5年度予算へ繰り入れ、積立金から約7.4億円を取り崩すことで、健康保険料率を据え置くことができました。

《保険料率の内訳》

■健康保険料率

	令和4年度	
	保険料率	負担割合
事業主	5.040%	53.3%
被保険者	4.410%	46.7%
計	9.450%	100.0%



令和5年度	
保険料率	負担割合
5.040%	53.3%
4.410%	46.7%
9.450%	100.0%

■介護保険料率

	令和4年度	
	保険料率	負担割合
事業主	0.968%	53.3%
被保険者	0.847%	46.7%
計	1.815%	100.0%



令和5年度	
保険料率	負担割合
0.960%	53.3%
0.840%	46.7%
1.800%	100.0%

※被保険者と事業主の負担割合は、15分の8を事業主、15分の7を被保険者が負担します。

《適用時期》

令和5年3月保険料（4月度の給与から控除される保険料）から新しい保険料率を適用します。

任意継続被保険者の標準報酬月額のお知らせ

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は320千円です。（令和4年度と同じ）

マイナンバーカードの取得と保険証利用登録のお願い

令和3年10月1日からオンライン資格確認が本格運用となり、一部の医療機関等でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。令和6年秋には**現行保険証の原則廃止**が示されているため、マイナンバーカードの取得及びマイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします。

・マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードで医療機関等を受診する際、マイナンバーをういず、マイナンバーカードの**ICチップ内の電子証明書**をういます。ICチップ部分には、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。

※詳しくは下記のデジタル庁ホームページをご確認ください。

プライバシー性の高い対策

- ①紛失・盗難の24時間365日体制で一時利用停止可能
- ②アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違ると機能ロック
- ③不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

<デジタル庁ホームページ マイナンバーカードのメリットと安全性>

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety/>



令和5年度 保険料月額表

(調整保険料を含む)

標準報酬		報酬月額	健康保険料			介護保険料		
等級	月額		小計	事業主	被保険者	小計	事業主	被保険者
			94,500	8	7	18,000	8	7
			1000	15	15	1000	15	15
	円	円以上 円未満	円	円	円	円	円	
1	58,000	円以上 63,000	5,481	2,923	2,558	1,044	557	487
2	68,000	63,000~73,000	6,426	3,427	2,999	1,224	653	571
3	78,000	73,000~83,000	7,371	3,931	3,440	1,404	749	655
4	88,000	83,000~93,000	8,316	4,435	3,881	1,584	845	739
5	98,000	93,000~101,000	9,261	4,939	4,322	1,764	941	823
6	104,000	101,000~107,000	9,828	5,242	4,586	1,872	998	874
7	110,000	107,000~114,000	10,395	5,544	4,851	1,980	1,056	924
8	118,000	114,000~122,000	11,151	5,947	5,204	2,124	1,133	991
9	126,000	122,000~130,000	11,907	6,350	5,557	2,268	1,210	1,058
10	134,000	130,000~138,000	12,663	6,754	5,909	2,412	1,286	1,126
11	142,000	138,000~146,000	13,419	7,157	6,262	2,556	1,363	1,193
12	150,000	146,000~155,000	14,175	7,560	6,615	2,700	1,440	1,260
13	160,000	155,000~165,000	15,120	8,064	7,056	2,880	1,536	1,344
14	170,000	165,000~175,000	16,065	8,568	7,497	3,060	1,632	1,428
15	180,000	175,000~185,000	17,010	9,072	7,938	3,240	1,728	1,512
16	190,000	185,000~195,000	17,955	9,576	8,379	3,420	1,824	1,596
17	200,000	195,000~210,000	18,900	10,080	8,820	3,600	1,920	1,680
18	220,000	210,000~230,000	20,790	11,088	9,702	3,960	2,112	1,848
19	240,000	230,000~250,000	22,680	12,096	10,584	4,320	2,304	2,016
20	260,000	250,000~270,000	24,570	13,104	11,466	4,680	2,496	2,184
21	280,000	270,000~290,000	26,460	14,112	12,348	5,040	2,688	2,352
22	300,000	290,000~310,000	28,350	15,120	13,230	5,400	2,880	2,520
23	320,000	310,000~330,000	30,240	16,128	14,112	5,760	3,072	2,688
24	340,000	330,000~350,000	32,130	17,136	14,994	6,120	3,264	2,856
25	360,000	350,000~370,000	34,020	18,144	15,876	6,480	3,456	3,024
26	380,000	370,000~395,000	35,910	19,152	16,758	6,840	3,648	3,192
27	410,000	395,000~425,000	38,745	20,664	18,081	7,380	3,936	3,444
28	440,000	425,000~455,000	41,580	22,176	19,404	7,920	4,224	3,696
29	470,000	455,000~485,000	44,415	23,688	20,727	8,460	4,512	3,948
30	500,000	485,000~515,000	47,250	25,200	22,050	9,000	4,800	4,200
31	530,000	515,000~545,000	50,085	26,712	23,373	9,540	5,088	4,452
32	560,000	545,000~575,000	52,920	28,224	24,696	10,080	5,376	4,704
33	590,000	575,000~605,000	55,755	29,736	26,019	10,620	5,664	4,956
34	620,000	605,000~635,000	58,590	31,248	27,342	11,160	5,952	5,208
35	650,000	635,000~665,000	61,425	32,760	28,665	11,700	6,240	5,460
36	680,000	665,000~695,000	64,260	34,272	29,988	12,240	6,528	5,712
37	710,000	695,000~730,000	67,095	35,784	31,311	12,780	6,816	5,964
38	750,000	730,000~770,000	70,875	37,800	33,075	13,500	7,200	6,300
39	790,000	770,000~810,000	74,655	39,816	34,839	14,220	7,584	6,636
40	830,000	810,000~855,000	78,435	41,832	36,603	14,940	7,968	6,972
41	880,000	855,000~905,000	83,160	44,352	38,808	15,840	8,448	7,392
42	930,000	905,000~955,000	87,885	46,872	41,013	16,740	8,928	7,812
43	980,000	955,000~1,005,000	92,610	49,392	43,218	17,640	9,408	8,232
44	1,030,000	1,005,000~1,055,000	97,335	51,912	45,423	18,540	9,888	8,652
45	1,090,000	1,055,000~1,115,000	103,005	54,936	48,069	19,620	10,464	9,156
46	1,150,000	1,115,000~1,175,000	108,675	57,960	50,715	20,700	11,040	9,660
47	1,210,000	1,175,000~1,235,000	114,345	60,984	53,361	21,780	11,616	10,164
48	1,270,000	1,235,000~1,295,000	120,015	64,008	56,007	22,860	12,192	10,668
49	1,330,000	1,295,000~1,355,000	125,685	67,032	58,653	23,940	12,768	11,172
50	1,390,000	1,355,000円以上	131,355	70,056	61,299	25,020	13,344	11,676

※介護保険料は40歳以上65歳未満の被保険者及び40歳以上65歳未満の被扶養者をもつ被保険者から徴収されます。

※賞与については、支給額の1,000円未満の端数を切り捨てた額に、保険料率を乗じた数が徴収されます(年度累計573万円が上限)。

※健康保険料額、介護保険料額を事業主負担：被保険者負担で8：7の割合で按分したものが、それぞれの保険料負担額になります。

正しく知ろう！ 整骨院・接骨院のかかり方



最近、体の疲れがとれない…
「各種保険取扱」って看板に書いてあるから、
整骨院に行ってもよさそうかな？

日常生活からくる疲労では健康保険は使えません！

整骨院・接骨院では、すべての施術に健康保険が使えるわけではありません。健康保険が使える範囲を知って、正しく利用しましょう。



健康保険が**使える**場合

- 外傷性が明らかな打撲、ねんざ、挫傷（肉離れなど）
 - 骨折、脱臼
- ※緊急の場合をのぞき、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

健康保険が**使えない**場合

- 日常生活からくる疲労や肩こり
- スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- 症状の改善がみられない長期にわたる施術
- 椎間板ヘルニアやリウマチ、神経痛、五十肩、関節炎などの疾病
- 病院や診療所などの保険医療機関で治療中の負傷
- 医師が治療すべき内科的原因の疾病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 勤務中、通勤途中の負傷（労災保険対象）

整骨院・接骨院にかかるときは…

負傷原因を正しく伝える

「いつ、どこで、どの部位を負傷して、どのような症状があるか」を柔道整復師に正確に伝えましょう。

内容をよく確認してから署名をする

「療養費支給申請書」に署名するときは、必ず施術内容をよく確認してから署名しましょう。白紙の申請書への記入は不適切な請求の原因となり、健康保険が適用されず**全額自己負担**になることがあります。

領収書は必ず受け取り、保管する

領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう。後日、健康保険組合から送られてくる医療費通知の金額と間違いがないか確認してください。

健康保険組合から施術内容を確認させていただく場合があります

整骨院・接骨院からの請求のなかには、健康保険対象外となるものや架空請求、水増し請求などの不適切な請求が一部見受けられます。

当健康保険組合では、請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているか確認するため、施術内容について照会させていただく場合があります。

みなさまに納めていただいた保険料を適切に使用するため、ご理解とご協力をお願いします。

ご家族(被扶養者)が就職や結婚されたときなどは 健保組合に届け出が必要です！



春は、就職や結婚など被扶養者の状況が変わることが多い季節です。

以下の状況に被扶養者であるご家族が該当する場合は、被扶養者の資格を失うこととなりますので、「被扶養者異動届」に該当する被扶養者の「保険証」を添えて、5日以内に健保組合へ提出してください。

※該当する被扶養者が「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの場合は、それらもあわせて提出をお願いします。

こんなときは、被扶養者ではなくなります！

被扶養者の状況が以下に該当する場合は、被扶養者ではなくなります。健保組合に届け出が必要かチェックしてみましょう。

就職した・他の健康保険の被保険者になった

- 被扶養者が就職して他の健康保険の被保険者になったとき
- 被扶養者がパート先の健康保険の被保険者になったとき



収入が増えた

- 被扶養者の年収が130万円以上(※)、または被保険者の収入の1/2以上になったとき
- (※) 60歳以上または障がいがある場合は、年収が180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)



仕送り額が変わった

- 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
- 仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき



失業給付金の受給を開始した

- 被扶養者が雇用保険の失業給付金を受給するようになり、その額が1日あたり3,612円以上(※)のとき
- (※) 60歳以上は1日あたり5,000円以上



結婚した

- 被扶養者が結婚して結婚相手の被扶養者になったとき



離婚した

- 被扶養者が被保険者と離婚したとき



別居した

- 配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)が被保険者と別居したとき



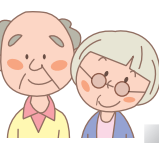
亡くなった

- 被扶養者が亡くなったとき



後期高齢者医療制度の被保険者になった

- 被扶養者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- 65~74歳の方が一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき



外国に移住した

- 国内に住所(住民票)がなくなったとき



※留学、海外赴任、観光、保養、ボランティアなどで、一時的に海外に渡航している人等は除きます。

～被扶養者と納付金の関係～

- 健保組合の抱える支出金には「保険給付費」や「納付金」等様々な種類が存在します。中でも納付金は健保組合にとって**大きな負担がかかっている**、前期高齢者納付金は健保総加入者数(被保険者数+被扶養者数)が多いほど高くなります。
- 資格を失った被扶養者が資格喪失の届け出をしていないと、当健保組合の場合、令和3年度では一人あたり約5万円の本納めなくてもよい納付金支出が発生しました。
- 納付金額が増加すると保険料率のアップへ繋がり、今後みなさまが納める保険料が高くなる可能性があります。
- 上記項目に該当する場合は速やかに健保組合へ「被扶養者異動届」をご提出ください。

令和5年度事業計画と予算が決定しました

令和5年2月8日に開催された第94回組合会にてベネッセグループ健康保険組合の令和5年度の事業計画及び予算が承認されましたので、予算の概要をお知らせします。

健康保険（一般勘定）

●収入について

収入の特徴は次のとおりです。

- 令和5年度の被保険者数（年間平均）は、22,698人となる見込みです。また、被保険者一人当たりの標準報酬月額が309,500円と見込んでいます。
- 保険料収入は被保険者数が減少したため、令和4年度の期末見込みと比べると若干減少し、約89.6億円となる見込みです。10.5億円の繰越金（前年度12億円）と、積立金を取り崩した7.4億円の繰入金（前年度3億円）を計上することで、保険料率を据え置くことができました。

●支出について

支出の特徴は次のとおりです。

- 被保険者一人当たりの保険給付費（医療費等）は、令和3年度からの増加傾向が続くものと見込んで計上しています。
- 高齢者医療制度等に関する納付金について、令和5年度は団塊の世代の後期高齢者への移行、前期高齢者の一人当たり医療費の増加により大幅に増加し、45.5億円（前年度39.9億円）になることが示されました。
- 保健事業については、特定健診・特定保健指導の実施徹底と人間ドックを拡充するための予算を計上しています。

介護保険（介護勘定）

介護保険は40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料を徴収しています（※）。

令和5年度は、納付金が9.5億円ではありますが、令和4年度末に生じる決算残金から0.7億円（前年度0.4億円）を令和5年度に繰り越すことにより、介護保険料率を0.15%下げることができました。

※当健保組合では「介護保険特定被保険者制度」を採用しています。「介護保険特定被保険者制度」とは、自らは40歳以上65歳未満ではないものの、40歳以上65歳未満の被扶養者を扶養している場合に、その被保険者を「特定被保険者」と呼び、介護保険料を徴収する制度です。

■収入支出予算概要表

一般勘定 (単位：千円)

収入	
保険料収入	8,958,403
調整保険料収入	125,039
繰入金・繰越金	1,793,561
財政調整事業交付金	91,001
雑収入及びその他	5,734
合計	10,973,738
経常収入 合計	8,962,495

支出		
保険給付費	5,246,444	
納付金	高齢者関係	4,550,000
	病床転換支援・退職者給付	110
	計	4,550,110
保健事業費	331,738	
財政調整事業拠出金	137,006	
事務費・営繕費・予備費・その他	708,440	
合計	10,973,738	
経常支出 合計	10,259,323	
経常収支 差引額	▲1,296,828	

介護勘定 (単位：千円)

収入	
介護保険収入	949,417
繰入金・繰越金	70,000
その他	8
合計	1,019,425

支出	
介護納付金	951,000
介護保険還付金	269
雑支出・その他	2
積立金・予備費	68,154
合計	1,019,425
収支 差引額	0

*収入支出概要表は各項目単位で四捨五入しているため、各項目の和と合計の値に差異が発生する場合があります。

財産保有見通し

健康保険	準備金	法律で定められた保有条件を満たしており、不足はありません。
	別途積立金	内規で保有を定めている任意の積立金です。令和5年度末に7.4億円繰入れた後は定めた額の4.1倍となる見込みです。
介護保険	準備金	法律で定められた保有条件を満たしており、不足はありません。

ベネッセグループにおける健康経営の推進

ベネッセグループでは、社員および社員の家族の健康は会社の重要な資本であり、その健康管理は重要な経営課題の一つと考え、健康経営に取り組んでいます。

そこでは、労働安全衛生法の遵守などコンプライアンスの徹底や、社員の傷病が労働力の損失を招くリスクを回避することへの注力はもちろんですが、それらを含めた上で、より大きな視点を大事にしています。

つまり、「Benesse=よく生きる」を企業理念に据える企業グループとして、誰もが「イキイキ・ワクワク」働ける職場づくりを通して、社員が持てる能力を最大限に引き出し、「人の人生をより素晴らしくするサービス」の創造を促進することで、お客様や地域・社会から「なくてはならない企業」と支持されるようになるまで考えた健康経営を目指しています。その姿勢を表したものが、2018年に定めた「ベネッセグループ健康宣言」であり、この考えのもと、会社・社員・健保が一体となって健康づくりを推進しています。

ベネッセグループ健康宣言

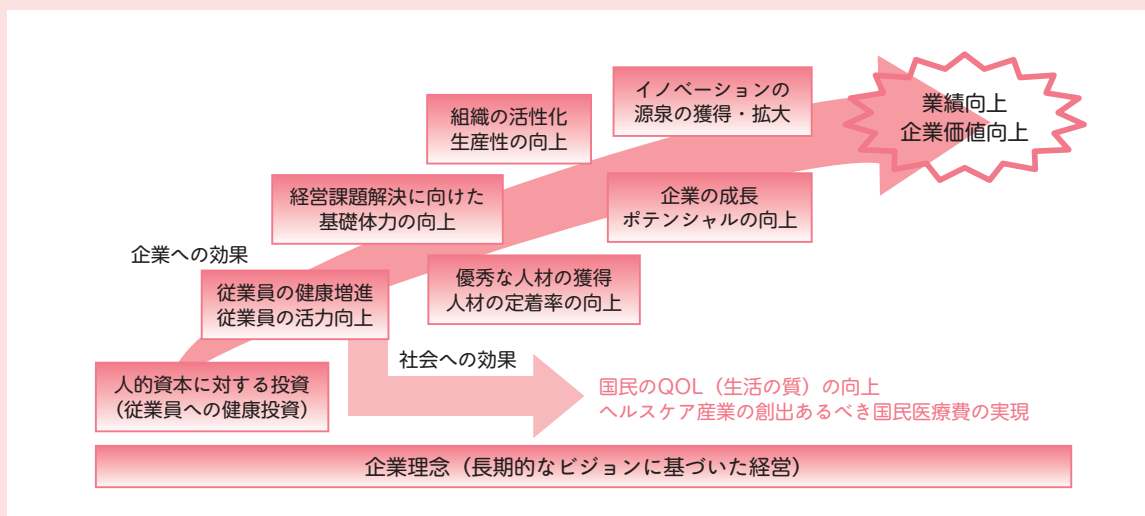
ベネッセグループは、企業理念「Benesse=よく生きる」のもと、社員とご家族の健康維持向上に努めることを宣言いたします。

- 社員一人ひとりの心身の健康維持向上に努め、「イキイキ・ワクワク」働ける職場づくりを目指します
- 私たちは社員本人だけでなく、ご家族を含めた心身の健康づくりをサポートします
- 社員とご家族の健康を増進し、働き方改革や医療費削減など、地域・社会からの期待に応えます
- 「人の人生をより素晴らしくするサービス」を追求し、お客さまや地域・社会から支持される「なくてはならない企業」となるために、会社・社員・健保が一体となって健康づくりに取り組みます

健康経営とは

*健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上、組織としての価値向上へ繋がるのが期待されます。健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つです。



（図の出典：経済産業省ホームページ 健康経営より）

健康経営優良法人認定事業所の紹介

第1回 (株)ベネッセビジネスメイト

【ベネッセビジネスメイト健康宣言】

ベネッセグループの会社として、企業理念「Benesse=よく生きる」のもと、従業員とご家族の健康維持向上に努めることを宣言いたします。

従業員の健康および安全を確保しながら、従業員とご家族の健康維持向上に取り組みます。

健康診断受診率100%を継続し、従業員の健康を確認します。

従業員の健康意識アップのため健康管理に関する情報発信を行っていきます。

会社全体の取り組みをしっかりと社内・社外へ発信していきます。

自 社 紹 介

ベネッセビジネスメイトは、ベネッセグループの障がい者雇用に特別の配慮をした特例子会社です。

多摩市本社と岡山事業所の2つの拠点で、グループの業務をサポートする事務系業務、オフィス清掃やメール室業務などファシリティサービス、ベネッセスタードーム運営などの施設運営業務を行っています。2022年10月現在、従業員381人（うち障がい者166人）が働いています。

2019年より4年連続で健康経営優良法人（中小規模法人部門）を取得しており、2022年度は上位500法人のみに認定される「ブライツ500」の評価をいただきました。



取り組み内容

1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討

- 毎年の従業員定期健康診断は現在受診率100%を維持しています。

定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対しては、個別に病院の受診・結果の報告を通知しており、産業医の面談も動めています。

健康関連データ（正社員・契約社員・社会保険加入パート）

	2019年	2020年	2021年
定期健康診断受診率	100%	100%	100%
特定健診実施率	100%	100%	100%

2) 健康経営の実践に向けた土台づくり

- 従業員の健康意識アップのために健康に関する情報や時節にあった健康注意喚起などを「安全衛生通信」として毎月発信しています。また、マッサージルームからも心身のケアについて「マッサージ通信」も発信しています。
- ワークライフバランスのとれた働き方ができるよう、有給休暇取得促進・時間有休の新設・ノー残業デーの設定などに取り組んでいます。

3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策

- 保健指導の実施または特定保健指導の実施を促すため、面談時間を勤務扱いとしています。
- 感染症予防のためにワクチン接種の場の設定や喫煙者へのアプローチなども行っています。コロナ対策の一環としてワクチン休暇も新設し、接種後の副作用等にも配慮しています。

4) 安全衛生委員会の実施

- 社長、人事担当者、産業医、社員（各部門の代表者）が参加し、従業員の健康管理について議論し、会社への提案や実行につなげています。

健康経営優良法人の認定を受けて

ベネッセビジネスメイトでは、障がいのある従業員が多く、彼らが長く元気で働き続けるために一人ひとりの健康管理には力を入れてきました。その取り組みが「健康経営優良法人」の認定を受けることで社会に認められるし、企業価値の向上にもつながると考えました。

認定を受け、ホームページにも掲載したことで、見学に来られた企業の方や就職希望者の方から「健康経営優良法人を取得されているんですね」「従業員の健康を重視されているんですね」との好意的な声を多数いただいております。

また、従業員にとっても健康管理に力を入れている会社で働くことへの安心感につながっていると思います。

そして、この認定を受けるために毎年1年間の振り返りを行い、次年度の計画を作ることで健康経営のレベルアップにもつながっています。これからは従業員が健康で楽しく働き続けられる企業をめざして取り組んでいきます。